

平成30年度 社会福祉法人三笠苑 法人事業計画書(案)

1. 基本理念

- ・安全〔施設を利用するすべての人が安全に生活できるサービスの提供〕
- ・安心〔施設を利用するすべての人が安心して利用できるサービスの提供〕
- ・親切〔施設を利用するすべての人に笑顔で接するサービスの提供〕

社会福祉法人三笠苑は、「より個別的に、より質の高いサービスを提供する施設」を使命とし、利用するすべての人の意思と人格を尊重し、笑顔と思いやりの心を持ち、適切な介護サービスを提供する。また、地域関係機関と連携しながら、真に地域住民の安全と安心に心がけ、地域の人々に共感と信頼の得られるサービスを行うことにより、地域住民の「安全」「安心」な暮らしの実現を支援することを責務とする。

2. 基本方針

(1)利用者に対する基本姿勢

- ①人権の尊重
 - ア. 利用者の自己決定と選択を尊重し、個人の尊厳に配慮した良質かつ安全・安心なサービスの提供を図る
 - イ. 入所利用者の重度化に伴い、看取り体制構築に取り組む
- ②サービスの質の向上
 - ア. リスクマネジメント体制の構築を図る
 - イ. 福祉サービスの自己評価を実施、質の向上を図る

(2)社会に対する基本姿勢

- ①地域との共生
 - ア. 学校教育への協力を努める
 - イ. 積極的に地域ボランティア活動を実施する
 - ウ. 福祉への理解の促進、地域に開かれた法人づくりをする
- ②社会的ルールの遵守の徹底
 - ア. コンプライアンス（倫理や法令遵守の徹底）体制の構築に努める
 - イ. 職員に対するコンプライアンス教育の徹底を図る
 - ウ. 補助金等請求事務の法令遵守等に努める
- ③説明責任の徹底
 - ア. 施設に係る事故等は利用者・地域住民に対する説明の機会に努める
 - イ. 苦情・相談内容の公表及び説明に努める
 - ウ. 法人・施設情報の提供に努める
- ④行政との連携・協力の促進
 - ア. 地域の各種福祉計画策定への参画・協力を努める
 - イ. 災害支援等への協力を努める

(3)職員に対する基本姿勢

- ①人材育成、適切な人事・労務管理の実践に努める
 - ア. 職位職責に応じた研修体制の強化による人材の育成に努める
 - イ. 利用者ニーズに応じた良質なサービス提供すべく、専門資格の取得及び技術能力の向上のための援助に拡充する
 - ウ. 労務管理の充実と責任の明確化を図る（規則・規程の整備）
 - エ. 体制の整備、職場環境（定期的な個別面接・職員の意見聴取）の整備に

- 努める
- オ. 働きやすい職場環境づくりに努める
- カ. 安全衛生に関する計画を策定し労働災害を防止する
- キ. 適切な情報雇用管理体制を維持・継続を図る

(4)事業活動に対する基本姿勢

- ①公共的・公益的取組みの推進
 - ア. 地域における社会的援護を要する人々に対する支援に努める
 - イ. 社会福祉事業以外の地域貢献に努める
 - ウ. 地域の福祉相談窓口機能を充実させる
 - エ. 低所得者への負担軽減の実施等に努める
- ②組織統治〔ガバナンス〕の確立
 - ア. 評議員・評議員会、理事・理事会の権限、責任に係る規定の整備
 - イ. 監事の役割の明確化及び経営チェック機能・内部牽制機能の強化を図る
 - ウ. 事業運営の透明性の確保(情報公表)の実施
- ③財務基盤の安定化
 - ア. 財務規律の強化を図る（役員報酬基準の公表及び福祉充実残額の明確化）
 - イ. 職務権限・役割の明確化を図る
 - ウ. 会計に関する十分な知識の習得と財務状況の把握に努める
 - エ. 正確な記録、正確な計算書類の作成に努める
 - オ. 適切な収益の確保、コスト意識の醸成等に努める
- ④経営者の役割の遂行
 - ア. 経営者は、経営理念及び経営方針やビジョンを明確化する
 - イ. 法人理念、経営理念、方針等を組織及び地域社会に明示する
 - ウ. 社会ルール遵守の研修に努める
 - エ. 教育の実現と充実を図る
 - オ. 事故・事件等が発生した場合は、経営者が率先して対応にあたり原因の究明し、再発防止策の明確化に努める

3. 事業所の共通重点目標

- ①職員の資質の向上〔介護福祉士等資格取得支援・外部研修等の積極的参加〕
- ②人身・車両等の徹底した事故防止と危機管理意識の高揚〔内外事故防止〕
- ③地域住民との信頼関係の構築〔安全安心パトロール・学童登下校の見守り〕
- ④利用者及び来訪者への接遇の徹底〔サービスの質の向上・接遇マナー徹底〕
- ⑤財務基盤の安定化〔適切な収益性の確保、効率的な事業の見直し〕

4. 職員の人材確保と資質の向上及び介護職の処遇改善

- (1) 人材確保と育成は、社会福祉事業の大きな課題である。従って、人材確保の観点からの『職員の処遇の見直し』と、資質の向上を図る観点からの『内部研修』及び『外部研修』や入職後の面談等の機会を定期的に設け、介護職員の定着、教育、育成の充実を進めていく。
- (2) 介護職員処遇改善加算を活用し、賃金水準の改善を計画し、介護現場の深刻な人手不足の解消及び定着を図る。

5. 保有施設の活用計画

- (1) 黒石市落合温泉旧翠山荘跡地利用〔黒石市大字袋字富田 63-33・1 筆・762 m²〕
⇨ サービス付き高齢者住宅の開設を目指す

6. 施設・設備の維持管理

- (1) 各事業所における建物の長期改修計画を策定する。
- (2) サービス付高齢者向け住宅桜林館の安全性向上のため、スプリンクラー設備の導入を検討する。

7. 事業所運営に係る事業計画

- (1) 人材確保・育成及びサービス質向上のため介護サービス事業認証評価を取得する
- (2) 法改正に対応すべく、各施設の求められる社会的役割の適正化するよう努める。
- (3) 利用者ニーズの変化に伴い、介護事業所等の運営に係る効率化を図るため、事業の集約及び稼働日数等の見直しと、細かな役割分担による業務の見直しを進めていく。

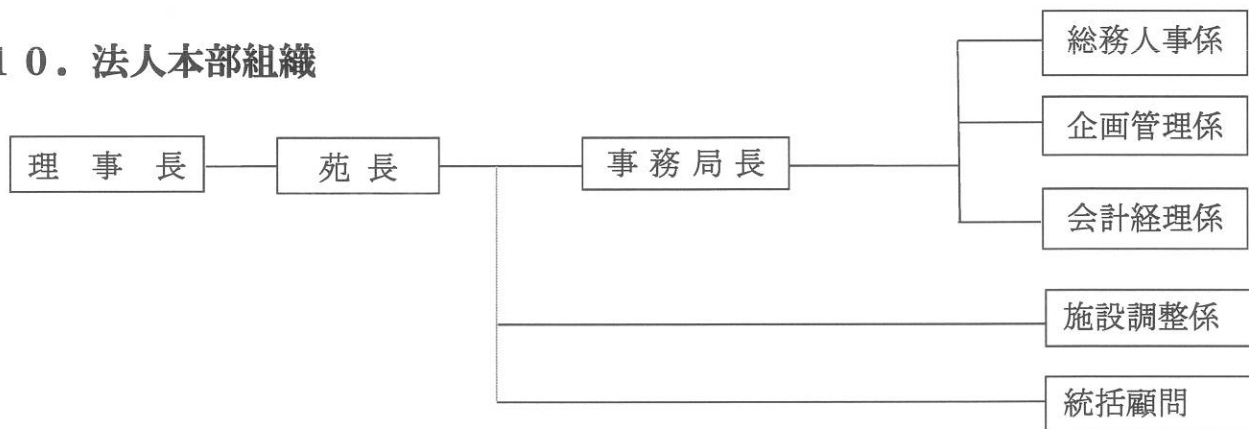
8. 評議員会等

- (1) 評議員会・理事会の開催
 - ①評議員会・・・6月、必要時随時
 - ②理事会・・・5月、6月、9月、12月、3月、必要時随時
- (2) 監事監査の実施
 - ①5月 ②11月 ③青森県指導監査の立ち会い

9. 会議及び委員会

- (1) 幹部会議・・・・・・・・・・毎週 火曜日
- (2) 管理職者会議・・・・・・・・・・毎月第4木曜日
- (3) 本部職員会議・・・・・・・・・・毎月第4金曜日
- (4) 苦情解決第三者委員会・・・・随 時

10. 法人本部組織



11. 本部事務局職員配置

職 種	員 数		職 種	員 数
統括顧問	1 人		総括主査	1 人
事務局長	1 人		主 査	2 人
事務局次長	1 人			
施設調整監	1 人		合 計	7 人